議会提案　八尾市手話言語条例（素案）についての
市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施結果と市議会の考え方について

八尾市手話言語条例を制定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第 12 条の規定の趣旨に鑑み、市議会において検討途中の素案を公表し、市民意見提出制度（パブリックコメント）を実施しましたので、その結果と提出された市民意見に対する市議会の考え方を公表します。

（１）意見募集期間

令和７年１月 30 日（木）から令和７年２月 21 日（金）まで

（２）提出方法別の提出人数及び意見数

提出方法	提出人数（人）	意見件数（件）
直接持参	5	150
電子申請	22	
電子メール	10	
ＦＡＸ	5	
郵便	1	
合　　計	43	150

NO.	該当箇所等	同趣旨の意見件数	意見・提言内容の要旨 （ご意見は要約して記載しています。）	市議会の考え方
前　文				
1	3行目～		冒頭に「手話は言語である」と明記しているのが良い。手話に関する権利は大事な内容だ。手話が禁止されたことやろう者が苦しかった歴史もそのとおり。うまく文章ができている。	手話は「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」において、言語として位置づけられ、国際的にも認知されているところです。しかしながら、本市をはじめ日本国内において、手話が音声言語と同様に、社会における理解のもとに認知の広がりをみせているかというと不十分であると認識しております。 過去には手話が言語として認められず、ろう者は多くの不安や困難を抱えながら、社会に合わせる生活を余儀なくされてきたことを踏まえ、前文の冒頭において、「手話が言語である」ことを改めて明記いたしました。
2	4行目～	他2件	「言語は、互いの思考や感情を理解し合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。」の部分を削除してはどうか。	前文の冒頭に「手話は言語である」と明記しており、これを受けて、あえて言語の説明を加えております。ろう者にとっては「手話」こそが、その説明にある「言語」であることを強調する意図で記載しております。
3	9行目～		「手話が日本語（音声言語）と同じように言語として確立されるためには」とあるが、すでに確立されているのではないか。	ご指摘のとおり、手話は「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」において、言語として位置づけられ、国際的にも認知されているところです。しかしながら、本市をはじめ日本国内において、手話が音声言語と同様に、社会における理解のもとに認知の広がりをみせているかというと不十分であると認識しております。 本市が手話言語条例を策定するにあたっては、市、市民、事業者等が役割分担のもとに、手話の普及とろう者に対する理解促進を図ることで、法文上の認知ではなく、ろう者が日常生活や社会生活を営む上で、手話を用いることが障壁とならない社会を確立する意味としてとらえております。

4	9行目～		手話言語が音声言語と同等に保障されることは権利であるとし、5つの権利が示されていることは素晴らしいと思う。	本条例の制定趣旨は、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備し、もって共生社会の実現をめざすことにあります。ご指摘のとおり、音声言語が主である社会において、手話言語が音声言語と同様に使える社会環境の実現には、これらの権利が保障される必要があります。市は、市民、事業者等と協力しながら、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備することとなります。
5	13行目～		ろう者は「手話」という言語を大切にしてきたが、言語と認められずに様々な制約を受けてきた歴史はこれからも正しく伝えていく必要がある。	ご指摘のとおり、手話言語条例の内容にかかわらず、ろう者が、社会に合わす生活を余儀なくされたがゆえに、様々な制約を受けてきた歴史的事実を社会全体で共有しなければなりません。
6	14行目～		「ろう者は、十分な教育を受けることが」を「ろう者は手話による十分な教育を受けることが」としたほうがよいのではないか。 手話が禁止された時代に児童・生徒であった方々は、「学校とは教師の口パクを見に行くところだった」と回顧する人もいる。	ご指摘の箇所の前（13行目）には、「しかしながら、手話が言語として認められなかった歴史もあり、手話を使用する環境が整っていなかったことから、」と表記しており、ご指摘にあるように、手話による教育がなされなかったことを表現していると考えております。
7	23行目～		「手話及びろう者」を「ろう者及び手話」にしてはどうか。 手話が言語であるという以前に、ろう者に対する理解が先ではないかと考える。 手話文化の担い手はろう者である。	ご指摘のとおり、手話の普及に関しては、ろう者への理解が不可欠であるものと考えております。本条例は手話言語施策に関する市の理念を定めたものとの認識であり、手話に対する理解の広がりが感じられない中、第一に「手話は言語である」という認識を明確に打ち出し、市、市民、事業者等が協力して、手話を使いやすい環境を整備することとしております。手話を使いやすい環境の整備には、当然、ろう者への理解が欠かせず、手話の普及とろう者への理解が促進されてこそ、共生社会の実現に結びつくものと考えております。

8	25 行目～		「安心して暮らすことができる社会を」を「安心して暮らすことができる共生社会を」に改めてはどうか。 手話言語を使う人が歩み寄るのではなく、お互いに歩み寄るというスタンスが大切なのではないか。	条例における前文は、具体的な法則を定めたものではなく、各条項の解釈の基準を示すものと認識しております。 前文の最終段落には、「誰もが地域で支え合いながら、安心して暮らすことができる社会を実現する」として、この条例の制定趣旨が示されており、これを受けて、本条例第１条（目的）には、ご指摘にあるように「ろう者とろう者以外の者が共生することができる社会を実現することを目的とする」と表記し、具体的に共生社会の実現という目的を示しているものと考えております。

NO.	該当箇所等	同趣旨の意見件数	意見・提言内容の要旨 （ご意見は要約して記載しています。）	市議会の考え方
第１条　目的				
9	第１条		条例ができることで、市民が、ろう者について正しく認識し、理解がより広がり、差別がなくなれば嬉しい。目で見てわからない障害をもつ人たちが身近にいることを分かってほしい。心無い言葉や差別に苦しむことは有る。まだまだろう者への理解がうすいと感じる。	ご意見のとおり。 本条例は、市、市民、事業者等が役割分担のもと、共に協力しながら手話及びろう者に対する理解の促進と手話の普及に関して取組み、ろう者が手話を使用しやすい環境整備を図ることで、共生社会の実現をめざすものです。
10	第１条		私たちは不幸ではないが、不便を感じている。特別扱いではなく、地域に暮らす同じ市民として安心に暮らしたい。まず、ろう者や手話に関心をもってほしい。	
11	第１条		ろう者に対しては、「書けばわかるだろう」と思われるのは困る。特に高齢者は、聞こえないだけでなく、読み書きが苦手な人が多い。ろう者は一人ひとり違うことをわかってほしい。	ご意見のとおり。 本条例第３条（基本理念）の第２項にも明記しておりますように、「手話及びろう者に対する理解の促進は、　～その個性と人格を尊重することを基本として行うこと」としております。

NO.	該当箇所等	同趣旨の意見件数	意見・提言内容の要旨 （ご意見は要約して記載しています。）	市議会の考え方
第２条　定義				
第１号　手話の定義				
12	第１号 【修正あり】	他２件	手話の定義について、「手の形、位置、動きをもとに、表情も活用する独自の文法体系をもった、音声言語と対等な言語をいう。」とあるが、「身ぶり」、「手の向き」、「指」、「絵図」も重要な要素である。	本条項は、「手話」という文言が本条例の中でどのような意味で用いられるかを定めるもので、条文にどこまで具体的に列挙するかですが、一般財団法人全日本ろうあ連盟の「手話についての考え方」の表記に合わせて、 「手の形、位置、動きをもとに、表情等も活用する独自の文法体系をもつ、音声言語と対等な言語をいう。」 に改め、ご指摘の「身ぶり」等の要素については「表情等」の「等」の中に含めた解釈となるよう修正いたします。
第２号　ろう者の定義				
13	第２号	他 11 件	ろう者だけではなく難聴者・中途失聴者・手話通訳者・コーダなども手話を使って生活している。「聴覚障がい者（ろう者・難聴者・中途失聴者）そして手話を言語として日常生活や社会活動を営むものをいう。」など別の表現をするほうが良いのではないか。	本条例が「ろう者」を「手話を主なコミュニケーション手段として用いる聴覚障害者等」と定義しているのは、ご指摘のとおり、手話によるコミュニケーションを必要とする者は聴覚障害者に限らないとの認識に基づいております。 その中で、ろう者、盲ろう者、難聴者、中途失聴者は聴覚障害者に、コーダ等の聴覚障害者以外の者は「等」に含むものと解釈しております。
第３号　市民の定義				
14	第３号		「滞在者」は市民として対応されないのか。八尾市に滞在しているろう者に困難なことが起こった時、手話言語で解決できないと、聴こえる人より困難事象が大きくなるのではないか。	本条例の趣旨は、市、市民、事業者等が役割分担のもと、共に協力しながら手話及びろう者に対する理解の促進と手話の普及に関して取組み、ろう者が手話を使用しやすい環境整備を図ることで、共生社会の実現をめざすものです。 そのため、本条例の「市民」は、市の施策推進の協力者であり、市

				、市民、事業者等が一体となって、「滞在者」を含むすべての者に対して、等しく対応すべきであると理解しております。
第５号　合理的な配慮の定義				
15	第５号		市役所の福祉部局に、専任手話通訳者を複数人（３人以上）配置するべきではないか。	いただいたご意見は、今後のより一層の手話の普及とろう者に対する理解を深める上で大切な視点と考えており、障がい者を対象とした職員採用、職員研修や自己啓発等を通じて、ひとりでも多くの手話ができる職員が増えるよう、市議会としても手話の普及に関する具体的な施策を監視していきたいと考えております。
16	第５号 【修正あり】		「ろう者がろう者以外の者と等しく権利を行使することを確保するための」という文言ではろう者以外の者は権利を行使できているように捉えてしまう。「『ろう者であるために社会生活を送るうえで支障になっている問題を解決するための』必要かつ適切な変更及び調整であって」の方が望ましいのではないか。	ご指摘のように、ろう者以外者の中には、意思疎通以外の部分で合理的配慮を必要とする方もおられます。 ご意見を踏まえ、第２条第５号の合理的配慮の定義を 「ろう者にとって日常生活・社会生活において活動を制限する障壁を取り除くための必要かつ適切な変更及び調整であって、実施に伴う負担が過重でないものをいう。」 に改めます。
17	第５号		「実施に伴う負担が過重でないものをいう。」を「双方の建設的な対話に基づき過度の負担を伴わないものをいう。」に改めてはどうか。	ご指摘のとおり「双方の建設的な対話」につきましては、合理的配慮としての「変更及び調整」の考え方として、当事者と事業者等の双方の対話に基づいた相互理解のもとに対応を検討するものであると認識しております。 条文にどこまでの表記をするかですが、本条例では、「No.16」のとおり表記することで整理いたしました。
18	第５号		合理的配慮について「実施に伴う負担が過重でないもの」とされているが、公的機関においては、合理的配慮は義務であると明記してほしい。	ご指摘のとおり、障害者差別解消法が改正され、令和６年４月１日から事業者に対しても合理的配慮の提供が義務化されました。 条文にどこまでの表記をするかですが、本条例では、「No.16」のとおり表記することで整理いたしました。

19	第５号		「実施に伴う負担が過重でないものをいう」の削除を求める。 法律を超える条例内容にすることはできないことは理解するが、「厳しい」の一言だけで手話でしか意見を言えない方の権利はなくなる。手話も言語の１つだと認めるのであれば、日本語ができない方の権利を守ることができる状態にすべき。このパブリックコメントも日本語でしか意見が言えず、合理的配慮の提供をしてもらって、やっと手話言語条例について当事者の真の意見を言えること自体がおかしい。手話を必要とする人の当たり前なことを認めていただく1歩を奪わないでいただきたい。	ご指摘のとおり、ろう者にとって手話に関する合理的配慮の提供は大切であり、手話により直接意見を伝える権利が保障される必要があると考えております。 いただいたご意見は、今後のより一層の手話の普及とろう者に対する理解を深める上で大切な視点と考えており、今後の検討の参考とさせていただきます。
20	第５号		ろう者に対する配慮がどういうものかは、行政、事業者、市民も理解して欲しい。 「耳が聴こえないだけ」という間違った考えが少ならずある。 ろう者の個性を考えず安直に対処してほしくない。	合理的配慮につきましては、お互いが建設的な対話を重ね、理解し合いながら、共に対応案を検討することが重要であると認識しております。 障がいのある人が日常生活又は社会生活で受ける様々な「制限」が、社会の側に多くの障壁があることによって生じるものであるとの認識に基づき、取組みを進める必要があるものと考えております。

NO.	該当箇所等	同趣旨の意見件数	意見・提言内容の要旨 （ご意見は要約して記載しています。）	市議会の考え方
第３条　基本理念				
	第１項			
21	１行目～		「コミュニケーション」を「意思疎通」にする方が良いのではないか。	本条例においては、「手話が言語」であるとの認識に基づき、ろう者が単に意思疎通を図るだけでなく、手話を用いてコミュニケーションを図ることが大切であると認識しております。
	第３項			
22	第３項		手話とろう者は切り離せない「手話は命」である。手話の普及活動をするときは、必ず当事者も交えて活動するべき。 また、その大切な手話が奪われてきた時代もあったという背景が、現在のろう者にはあることも合わせて理解を推進してほしい。	ご指摘のとおり、ろう者にとって手話は、単に意思疎通の手段ではなく、思考や感情を表現する人としての尊厳にかかわるものと認識しております。 本条例第７条第２項において、「手話及びろう者に対する理解の促進並びに手話の普及に関する施策等を推進するにあたっては、ろう者及び手話通訳者その他の関係者の意見を聴くこと」としております。前文に明記しておりますように、手話が言語として認められてこなかった歴史背景を踏まえ、手話言語施策を推進する必要があるものと考えております。
23	第３項		手話をどのように普及していくのか、具体的な施策も追記してほしい。	本条項は、市の手話言語施策に関する基本理念を定めたものです。 本条例第７条第１項各号に掲げる推進施策に基づき、各施策の担当課において、具体的に取り組みを進めることとなります。

NO.	該当箇所等	同趣旨の意見件数	意見・提言内容の要旨 （ご意見は要約して記載しています。）	市議会の考え方
第４条　市の責務				
24	第４条 ３行目～		市の責務として、施策を推進するにあたり、協議会のような連絡会を立ち上げ、３から５年ごとの条例の見直しが必要。 社会の変化や、情報機器の進化は急速であり、これに応じた条例が必要である。	各施策の推進につきましては、障害福祉関連計画をはじめ、市が定める各計画等の中で、進捗管理を行っております。 なお、障害福祉関連計画における進捗管理は、社会福祉審議会の障害者福祉専門分科会において行っております。 今後、社会情勢の変化や、議会として施策を監視・評価する中で、条例の見直しが必要となった場合には、適宜対応してまいります。

NO.	該当箇所等	同趣旨の意見件数	意見・提言内容の要旨 （ご意見は要約して記載しています。）	市議会の考え方
第６条　事業者の役割				
25	第２項 １行目～	他２件	合理的配慮の提供に関して、コミュニケーションだけが問題ではない。市は事業者や職場環境へのサポートが必要。 「ろう者が働きやすい環境を構築するとともに」の文言追加し、「事業者は、ろう者が働きやすい環境を構築するとともに、ろう者が手話をはじめとする必要なコミュニケーション手段を使用できるよう、～」としてはどうか。	合理的配慮の提供は、教育、医療、福祉、公共交通等、日常生活及び社会生活全般に係る分野が広く対象となります。 また、雇用の分野では障害者雇用促進法によって、合理的配慮の提供が義務化されておりますが、本条例は「手話は言語」であるとの認識のもと、手話及びろう者に対する理解の促進と手話の普及に関する基本理念を定めるものであるため、個別分野についての合理的配慮の提供については、本条例第７条第１項各号の各施策担当課において、事業を推進する位置づけとして整理しております。 市議会としましても本条例を運用していくに当たっては、本条例に基づく施策が効果的に行われるよう、監視していきたいと考えております。
26	第２項		法改正により、事業者に合理的配慮の提供が義務化された。第６条２項を「努める」ではなく、「行うものとする」との表現としているのは、法改正によるものだろうか。	障害者差別解消法が改正され、令和６年４月１日から事業者に対しても、合理的配慮の提供が義務化されました。 本条例第６条第２項の表現については、ご指摘のとおりです。
27	第２項	他３件	＜日常生活に関するご意見＞ ・駅でトラブルがあってもインターホンの声だけ。聞こえない人への配慮が必要 ・病院受診はプライバシーの部分なので、病院関係者が手話を使いコミュニケーションができるようになればいい。 ・薬局で薬の説明を受け取るとき、筆談で対応してくれるが内容の理解が難しい。	障害者差別解消法が改正され、令和６年４月１日から事業者に対しても、合理的配慮の提供が義務化されました。引き続き、合理的配慮の提供に関して、周知・啓発に取り組む必要があるものと認識しております。

			・散髪、買い物、銀行など日常生活の様々な場面で店員とのやり取りがうまくいかない。市内事業者への啓発を期待する。 ・銀行ＡＴＭで、詐欺被害防止のアナウンスは音声でわからない。公的機関とともに、努力を求める。	
28	第２項		市は、事業者への啓発・研修、情報提供が必要になるが、この条項を設けることの意味と市の役割、聴覚障害者に限らず、合理的配慮の取組を知りたい。	本条例に、事業者の役割として「合理的配慮の提供」に関する記述を行った意味ですが、第１条の目的にもありますように、「市、市民、事業者が役割分担の上、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備すること」としておりますが、その中で、合理的配慮の提供が事業者の役割として、大変重要であるとの認識から明記いたしました。なお、事業者への合理的配慮についての周知・啓発につきまして、窓口やホームページでの案内、メルマガ等を活用した周知、啓発イベント等でのＰＲなど、様々な機会をとらえて実施することが考えられます。

NO.	該当箇所等	同趣旨の意見件数	意見・提言内容の要旨 （ご意見は要約して記載しています。）	市議会の考え方
第７条　施策の推進				
第１項				
第１号　手話及びろう者に対する理解の促進並びに手話の普及に関する施策				
29	第１号		八尾市では手話講座が少なく講師も圧倒的に少ないと感じる。ろう者が講師をする講座の開設と、日常的にろう者と聴者が出会える場、手話の学びの場を設けて欲しい。	いただいたご意見は、市議会として具体的な施策を監視・評価する上での参考とさせていただきます。
30	第１号	他６件	＜手話の普及に関するご意見＞ ・日常会話程度の手話ができる人が増えるだけで解決につながることは多い。 ・条例制定により、啓発、研修などの取組が広がるよう期待している。 ・今後、さまざまな媒体を活用して手話及びろう者への理解啓発をする必要がある。 ・障がいのある親を持つこどもが、他の家庭との違いに葛藤を感じることがないよう、障がい者理解を広めるべき。 ・「きこえない」と伝えても、理解してもらえない。 ・手話の専門性は高くなくてもいい。条例制定を機に手話の普及が進んでほしい。 ・町内会で聞こえない人をとばして役を回していた。差別だと感じた。地域活動に参加ができるように配慮してほしい。触れ合う	前文にも明記しておりますように、本条例は、誰もが地域で支え合いながら、安心して暮らすことができる社会の実現を制定の趣旨とするもので、本条例の制定を契機として、さらなる施策の推進と共生社会の実現が図られるよう、市議会として監視していきたいと考えています。

			ことでお互いの理解が深まる。	
	第２号　手話による情報発信及び情報取得の円滑化に関する施策			
31	第２号	他３件	市民意見の提出方法について、手話での意見提出も合理的配慮ではないか。「条文を読んで理解すること」、「文字にして意見をまとめること」にハードルが高く、手話通訳者などの協力なしには意見を出せないろう者も数多くいる。今後は、手話で自由に意見が出せる環境も考えてほしい。	いただいたご意見は、関係部局に共有させていただくとともに、市議会として具体的な施策を監視・評価する上での参考とさせていただきます。
32	第２号	他５件	市政だよりは、八尾市からの大切な情報が詰まっているものであるにもかかわらず、手話動画による情報発信がない。大切な情報は「手話動画」を作成し、市のホームページにのせてはどうか。 また、市役所１階のモニターを有効活用し、市の情報を手話動画で流すことにより、当事者が情報を獲得するとともに、多くの市民が手話に触れる機会にもなる。	いただいたご意見は、関係部局に共有させていただくとともに、市議会として具体的な施策を監視・評価する上での参考とさせていただきます。
33	第２号		他市では、社会福祉法人がろう者の方と食堂や民間の手話カフェを運営しており、そこにろう者に関する情報を集約させて、ろう者についての市政や各事業所に関する情報を気軽に取得できる仕組みがある。（市役所食堂の一角にブースを設けてはどうか） また、ろう者からの意見も聴く事ができれば、相互情報発信に繋がり、公的手続があれ	いただいたご意見は、市議会として具体的な施策を監視・評価する上での参考とさせていただきます。

			ば各部署に引き継ぐこともできる。 ろう者のみならず健聴者も自由に使えるカフェであれば、ろう者と健聴者の交流の場にもなる。	
第３号　手話によるコミュニケーションの支援並びに手話通訳者の確保、養成及び資質の向上に関する施策				
34	第３号	１行目～	「手話通訳の人材確保」はまだしも「通訳者確保」という日本語に抵抗がある。代わりに「配置」「登録」という言葉に換えてはどうか。	公的機関において「手話通訳者の確保」と表記している例もあり、「手話通訳ができる人材の確保」と同じ意味で使用しているものと理解しております。
35	第３号		ろう者と手話によるスムーズな交流を高めるために、手話講座（入門、基礎、通訳養成講座）を設けるべきではないか。	現在、本市では基礎課程、手話通訳者をめざす方対象の手話通訳の入門の講座等、目的に応じて各手話講座を実施しております。 いただいたご意見は、市議会として具体的な施策を監視・評価する上での参考とさせていただきます。
36	第３号		手話講座の修了後も、手話を学ぶ場や機会を提供するとともに、その情報を提供してほしい。	
37	第３号	他１件	「手話通訳者の確保」とあるが、手話通訳者は圧倒的に数が足りない。手話通訳者を増やすべき。	いただいたご意見は、市議会として具体的な施策を監視・評価する上での参考とさせていただきます。
38	第３号		手話通訳の技術が低いと情報量が不足し、ほしい情報が入らない。満足できる情報を得られるように、手話通訳者のレベルを上げるための技術研鑽の場が必要。市が手話通訳者のレベルアップを目指せる環境を準備する必要がある。	現在、本市では登録手話通訳者についても研修等を実施しているところですが、なお一層の技術研鑽のための環境整備も大切と考えております。 いただいたご意見は、市議会として具体的な施策を監視・評価する上での参考とさせていただきます。
39	第３号		資格を持たないものの日常会話に不自由のない程度の手話を操れる市民ボランティア	いただいたご意見は、市議会として具体的な施策を監視・評価する上での参考とさせていただきます。

			の活用も考えるべき。社会福祉会館や障害者総合福祉センター、あるいは手話サークル等と連携を図り、そこに登録している「手話通訳者」を目指している健聴者をボランティアとして活用するなど。	
40	第３号	他２件	手話通訳者の養成に関する施策について 手話を学ぶ講座やサークル、個人の学習会など多数見受けられるが、手話通訳を目指す人のためのルートが明確ではない。系統的な流れや学ぶ場がどこにあるのか把握しにくいため、市は整理して情報提供をしてほしい。	いただいたご意見は、市議会として具体的な施策を監視・評価する上での参考とさせていただきます。
41	第３号		手話通訳者の資質の向上に関する施策について、現在の登録通訳者には１年間に数回の研修の機会があるが、通訳を受ける側（ろう者）との懇談会がない。 日常において手話通訳を利用する人の意見を聞く機会は大切だと思う。 行政から呼びかけをしてほしい。	いただいたご意見は、関係部局に共有させていただくとともに、市議会として具体的な施策を監視・評価する上での参考とさせていただきます。
42	第３号	他８件	手話ができる職員を増やすことが必要。ろう者を職員として採用している自治体もあり、施策推進に大きな影響力を発揮していると聞く。特に命に関わる現場、病院・消防・警察などでの配置が必要である。専門的・高度な手話ができなくとも、会話に必要な身近な手話ができる人がいることで、ろう者	いただいたご意見は、今後のより一層の手話の普及とろう者に対する理解を深める上で大切な視点と考えており、障がい者を対象とした職員採用、職員研修や自己啓発等を通じて、ひとりでも多くの手話ができる職員が増えるよう、市議会としても手話の普及に関する具体的な施策を監視していきたいと考えております。

			は安心する。ぜひとも職員に手話を学ぶ機会を提供していただきたい。	
43	第３号	他３件	＜コミュニケーション支援等に関するご意見＞ ・警察はろうあ会館に手話通訳を依頼できることを知らない。 ・役所の閉庁時間に起こった緊急時の手話通訳派遣について体制を考えて欲しい。 ・八尾市外の活動において手話通訳をスムーズに派遣できる制度を検討してほしい。 ・災害時は各学校が避難所になる。聞こえない人は孤立する。手話のできる人が避難所に来てくれると安心できる。	いただいたご意見は、関係部局に共有させていただくとともに、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考とさせていただきます。
第４号　学校及び教育の場における手話及びろう者に対する学びの促進に関する施策				
44	第４号	他４件	小・中学の児童・生徒にろう者・手話の啓発・理解を推進することはとても大切なこと。学校は手話及び聴覚障がい者への理解を深めるための授業・交流の場をもっと取り入れ、教育関係者は、こどもに正しいことを教えるために、障がい者理解について、研修を受けるべき。	議会としましても、小・中学校の児童・生徒、教育関係者が正しい知識を持つことは、大切であると考えております。 いただいたご意見は、今後のより一層の手話の普及とろう者に対する理解を深める上で大切な視点と考えており、学習内容等に関わる教育課程の編成権を有する各学校に対し、手話に関する情報提供等の支援を行うことで児童生徒の手話に対する理解を深め、教職員に向けては、障がい者理解に関する研修の機会を設けるなど、学校教育における学びの促進について、議会として監視していきたいと考

				えております。
45	第４号		聞こえない子どもが手話言語を獲得するための手段として、大阪府の「こめっこ」だけではなく、地域での取り組みも考えてほしい。	いただいたご意見は、市議会として具体的な施策を監視・評価する上での参考とさせていただきます。
46	第４号	他１件	未就学児が通う保育園も手話通訳者派遣の対象に入れるべき。障がいに対する偏見が薄くなり、障がい者理解が進むのではないか。	いただいたご意見は、市議会として具体的な施策を監視・評価する上での参考とさせていただきます。
47	第４号	他１件	未就学児の学びの場は「教育の場」に含まれるのか。未就学児にも手話を学ぶ機会をつくるべきではないか。	「教育の場」につきましては、未就学児に限らず、学校以外の家庭教育等を含む広い範囲を学びの場としてとらえております。 いただいたご意見は、市議会として具体的な施策を監視・評価する上での参考とさせていただきます。
48	第４号	他２件	＜ろう者に対する学びの促進に関するご意見＞ ・教育の格差が生じないよう、手話通訳者や要約筆記、情報機器等を活用するべき。 ・ろう・難聴の子どもたちが、その子に合った学びの場を選択できるよう、難聴学級の充実と存続を望む。 ・市が主催するなど、ろうの子どもたちや保	いただいたご意見は、関係部局に共有させていただくとともに、市議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考とさせていただきます。

			護者が手話を通して交流する場が必要ではないか。	
	第２項			
49	第２項	他２件	条例が施行された後、施策状況や社会の変化に合わせて修正を要するところが出てくると思う。「定期的な見直し」をすることを明確に示していただきたい。	今後、社会情勢の変化や、議会として施策を監視・評価する中で、条例の見直しが必要となった場合には、適宜、対応していきたいと考えております。
50	第２項	他１件	施策の計画や運営をどの部署や組織が進めていくのか等の方針を挙げていただきたい。また、年度毎の目標計画等を策定するような文言を明記するといいのではないか。 施策推進にかかる運営の中で適切な予算の担保の礎となるような文言の記載がほしい。	施策の推進につきましては、市が定める各計画において、計画期間における各年度の施策目標及び実績、施策担当課を掲載しております。市議会としましても、障害福祉関連計画を含め、各計画に掲げた目標が達成されるよう、本条例に基づく具体的な施策を監視・評価していきたいと考えております。
51	第２項	他１件	条例制定後、今まで以上により良い施策が進むことを期待している。そのためにも、当事者や手話関係者の意見を聞き、尊重することが大切である。具体的にどのように聴取していくのか、早期に示してほしい。	本条例第７条第２項において、その旨を明記しており、ろう者及び関係者の意見を聴き、施策を推進するものと規定しております。 障害福祉関連計画をはじめ、各計画の策定等の際には、パブリックコメントやアンケート等を実施し、市民意見を計画に反映するよう取り組んでおります。 市議会としましても、これらの市民意見を踏まえながら、各計画に基づく具体的な施策を監視・評価していきたいと考えております。

NO.	該当箇所等	同趣旨の意見件数	意見・提言内容の要旨 （ご意見は要約して記載しています。）	市議会の考え方
第８条　災害時等における措置				
52	第８条	他１件	第８条の緊急時、非常時の対応については「努めるものとする」では不安がある。	大規模災害発生時には、職員に限らず手話通訳者を含め、多くの市民が被災し、行政機能が低下している状況で必要な措置を講ずることが困難な場合が想定されます。非常事態時の対応である状況を考慮し、「努める」としております。
53	第８条	他４件	災害時に聴覚障害者がバンダナを身につけ、手話通訳者がゼッケンをつけるなど、手話、筆談などのコミュニケーションが必要であることを周囲の人に知らせることが必要。避難所等に手話通訳（日常会話程度の手話でもいい）の配置を考える必要がある。 また、能登半島地震などの経験を、本市の災害対策に活かしていかなければならない。	いただいたご意見は、関係部局に共有させていただくとともに、市議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考とさせていただきます。
54	第８条		災害は命にかかわる大事なことであり、消防・救急・病院・聴覚障がい者団体・関係機関が、しっかりと連携することが必要ではないか。	ご指摘のとおり、災害時等の非常事態における「必要な措置」については「市の関係機関及び聴覚障害者関係団体等との連携」が欠かせないものと考えております。 また、条例第７条第２項では、施策を推進するにあたって、関係者の意見を聴くことを規定しており、災害時にかかわらず、障がい当事者及び関係者との連携を必要としております。

NO.	該当箇所等	同趣旨の意見件数	意見・提言内容の要旨 （ご意見は要約して記載しています。）	市議会の考え方
第９条　その他の意思疎通支援の推進				
55	第９条		第９条の削除を求める。 手話言語条例は、「手話は言語である」と認めていただくための条例であり、要約筆記などを入れるのは目的外だと思う。要約筆記など手話以外の合理的配慮は、別の条例で強く出していただきたい。 第９条があることにより、「手話でしか意見を言えない人もいる」ことが伝わらなくなる可能性がある。	ご指摘のとおり、本条例第１条の目的には「手話は言語である」という認識に基づき、「手話及びろう者に対する理解の促進と手話の普及に関する基本理念を定める」となっており、合理的配慮の提供に関しては、別条例での規定整備も考えられます。 一方で、本条例がめざすところは、「ろう者とろう者以外の者が共生することができる地域社会を実現」することにありますので、「ろう者（手話を主なコミュニケーション手段として用いる聴覚障害者等）」と「ろう者以外の者（手話を主なコミュニケーション手段として用いない者）」が、共に社会の一員として暮らす中において、ろう者以外の者が手話以外の意思疎通手段をとりながらろう者とコミュニケーションを図ることも重要であると認識しております。
56	第９条		筆談などのコミュニケーション手段だけではなく、ろう者の特性を知ってもらう啓発が必要。	ご指摘のとおり、手話や要約筆記は意思疎通の手段であり、個々のニーズに合わせたコミュニケーションを図るためには、ろう者への理解の浸透が必要であると認識しております。

NO.	該当箇所等	同趣旨の意見件数	意見・提言内容の要旨 （ご意見は要約して記載しています。）	市議会の考え方
その他の意見				
57	その他		「手話は言語である」ことが認められることで、ろう者とそれ以外の者の共生社会は、必ず一歩進むと思う。	前文で言及しているように、過去には手話が言語として認められず、ろう者は多くの不安や困難を抱えながら、社会に合わせる生活を余儀なくされてきました。「手話は言語である」との認識に基づき、市はろう者が手話を使用しやすい環境の整備を図り、ろう者とそれ以外の者を分け隔てることなく、ともに社会の一員として共生する社会をめざします。
58	その他		手話言語条例を読んで、手話は大切だと感じた。手話は相手を理解し信頼を得るもので、これからも手話を続けたい。	手話の普及において、ろう者への理解促進とともに、手話に興味をもっていただく取組も必要となります。ご指摘のとおり手話を用いてコミュニケーションを図ることで、ろう者との相互理解が一層進み、信頼関係を築くことができるものと考えます。
59	その他	他４件	ろう者にとって手話言語がどれだけ大切であるか、差別や偏見に直面し、社会で不安や困難な状況にあることも知った。 この情報社会のなかで、ろう者にとっては、聞こえる人との間に相当の情報格差があることも実感した。 条例制定を契機に、ろう者や手話をとりまく課題に目を向ける人や手話を学ぶ人が増え、関心や理解が広がり、少しでも課題解決	ご意見のとおり。 本条例が、ろう者や手話に関する理解促進と、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向けて、実効性のあるものとなるよう、市議会として監視していきたいと考えています。

			につながっていくことを期待する。	
60	その他		分かりやすく書かれている。細かい点は条例成立後、少しずつ改正すればいい。	本条例を運用していくに当たっては、本条例に基づく施策が効果的に行われるよう、市議会として監視していきたいと考えています。
61	その他		条例に、具体的な施策が書かれていない。	本条例は手話言語施策に関する市の理念を定めたものです。本条例に基づく施策が効果的に行われるよう、市議会として監視していきたいと考えております。
62	その他		今回の意見提出にあたって、特定の事業所に、ろう者が集中するのは、他に支援する窓口がないことに起因するのではないか。ろう者を取り残さないためにも、施策に反映する条例制定を願う。	いただいたご意見は、関係部局に共有させていただくとともに、市議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考とさせていただきます。
63	その他		条例制定後の具体的施策の進捗状況については、図やグラフを用いて表現し、これを市政だよりに掲載するなど、市民理解が深まる工夫をするべきではないか。	
64	その他		孤立している当事者のためにも家庭訪問などのアウトリーチに積極的に取り組んでほしい。	
65	その他		手話通訳派遣制度は、要綱の制約や派遣にかかる時間・手間・費用の問題があり、必要な場面で活用できるとは限らない。	
66	その他		高齢者施設だけでなく、地域で安心して暮らしていくために、ヘルパーや訪問看護、介護現場で手話が使える人が増えたらいい。	

67	その他		困ったときに手話で相談できる場所を設置してほしい。	
68	その他		緊急時の通訳の制度が 119 のみ。110 にも制度が必要。	
69	その他		リモートを利用して手話通訳を使える環境を整えてほしい。	
70	その他		スマホやパソコンのチャットなど便利な通信機器を使った方法が必要。	
71	その他		町内会の会議への通訳も必要。ろう者も地域で役割を持ち、ともに地域を守ると感じられるような社会貢献の場が必要。	
72	その他		中途失聴者など途中で聞こえなくなった人のために手話を学ぶ場が必要。	
73	その他		補聴器が有効な聴覚障がい者もいる。など、それぞれに合った支援が必要。	
74	その他		出産時の手話通訳者派遣に制限がある。	
75	その他		必要な情報が届かず、届いても情報の判断ができない。	
76	その他		病気は突然になるので手話通訳の事前予約が難しい。	
77	その他		聴覚障がいの現状を知ってもらうため情報発信する場が必要。	
78	その他		各地のイベントへ参加することで、当事者の現状を知ってもらえる。	

79	その他		視覚的に情報を教えてもらえる装置を整備してもらいたい。	
80	その他		手話言語条例の成立後、手話による条例も提示してほしい。	
81	その他		当事者の想いを汲み上げながら、検討を積み重ねてきた議員には、大変感謝。理念条例ではあるが、具体的な施策推進につながるよう、引き続きご尽力をお願いしたい。	理念を定めた条例ではありますが、市議会としましても本条例を運用していくに当たっては、本条例に基づく施策が効果的に行われるよう、監視していきたいと考えております。